

(本文)

# 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書

## 1 趣旨

『太宰府市自治基本条例』および『太宰府市議会基本条例』を順守し、太宰府市民から「提出された請願は、所管の常任委員会に付託され、審査されます」との原理原則に基づき、即日採決ではなく、太宰府市議会の常任委員会での審理および報告を踏まえた上で太宰府市議会の本会議において自由な討議により議論を尽くして請願の是非を判断することを求める。

## 2 理由

『太宰府市自治基本条例』では、「市民の権利」を定めた第5条において、「市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。(1)市政運営に関する情報を知る権利 (2) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利」とする。

また、「議会の役割及び責務」を定めた第9条2において、「議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めるものとする」。第9条3において、「議会は、市民が議会の議決、審査及び議会活動について、その経緯及び理由等をより簡便に知ることができる方法で説明責任を果たすものとする」。

さらに「市民参画」を謳った第15条において、「議会及び市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正か

つ透明性を持った市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない」としている。

[https://www.city.dazaifu.lg.jp/soumu/reiki\\_int/reiki\\_honbun/q023RG00001088.html](https://www.city.dazaifu.lg.jp/soumu/reiki_int/reiki_honbun/q023RG00001088.html)

一方、『太宰府市議会基本条例』では、「目的」を定めた第1条において、「太宰府市民の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする」。

「議会の活動原則」を規定した第2条において、「議会は、市民を代表する議員で構成されることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする」。第2条3において、「議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする」。第2条4において、「議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする」。

「会議の公開及び制度の活用」を謳った第5条3において、「議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議又は審査においては請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする」。

さらに「自由討議」を規定する第8条において、「議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする」。第8条2では、「議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう会議を運営しなければならない」とする。

<https://www.city.dazaifu.lg.jp/uploaded/attachment/14695.pdf>

太宰府市議会基本条例において、太宰府市民からの貴重な意見と受け止めて審議又は審査していくとする請願については、太宰府市議会はWebサイト上で「提出された請願は、所管の常任委員会に付託され、審査されます。その結果、採択された請願は市長などに送り、実現を要請します」と明記している。

<https://www.city.dazaifu.lg.jp/site/gikai/3216.html>

太宰府市民からの負託に応えて、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現を目指して、太宰府市民からの貴重な意見である請願は、所管の常任委員会に付託されて審査されるという原理原則を踏まえるべきである。

所管の常任委員会からの審理報告なども踏まえた上で本議会において、議員相互の自由な討議により議論を尽くして是非を決めていくことが求められる。

そして、太宰府市議会は、太宰府市民に対して、議会の議決や審査、または議会活動についての経緯や理由などを説明する責任を果たしていくべきである。

しかし、太宰府市議会令和4年第3回（9月）定例会に提出された、「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書、同令和4年第4回（12月）定例会に提出された、「意見交換会」の充実した開催を求める請願書～～太宰府市民と太宰府市議会および議員とのより充実した「意見交換会」の実現に向けて～～は、原理原則である所管の常任委員会に付託されての審査が省略されて、即日採決になってしまった。

このため、太宰府市議会において議員相互の自由な討議により議論を尽くしたとは言い難く、太宰府市議会基本条例第8条2「議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるようには会議を運営しなければならない」という規定を遵守したと言えない面が強くある。

特に後者の請願に関しては、『西日本新聞』2023年2月22日朝刊の紙面『こだま』において、「請願は圧倒的多数で不採択となり、その結果が市の広報誌に掲載された。こんなことでは市民の意見や要望が市政に反映されることはないだろう。議員は市民の意見に真剣に向き合い検討する姿勢をぜひ示していただきたい」と指摘される事態に至っている。

上記の経緯を踏まえ、太宰府市自治基本条例および太宰府市議会基本条例を順守し、太宰府市民から「提出された請願は、所管の常任委員会に付託され、審査されます」との原理原則に

基づき、即日採決ではなく、太宰府市議会の常任委員会での審理および報告を踏まえた上で太宰府市議会の本会議において自由な討議により議論を尽くして請願の是非を判断することを求める。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出する。

令和 05 年 8 月 21 日

太宰府市議会議長 殿